

令和5年3月教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和5年3月29日（水） 開会 午後3時00分
閉会 午後5時05分

2 場 所 旭市役所3階政策決定室

3 出席委員 諸持 耕太郎（教育長）
鈴木 典男（教育長職務代理者）
鏑木 俊一
富山 理
平野 勝久

4 出席職員

教育総務課長	向後 稔
学校教育指導室長	齊藤 実
生涯学習課長	伊藤 弘行
体育振興課長	金杉 高春
教育総務課副課長	江ヶ寄 基道
生涯学習課副課長	加瀬 美智子
生涯学習課副課長	飯嶋 一男
体育振興課副課長	遠藤 敏晴
教育総務課総務班副主幹	宮内 和美

5 教育長開会宣言

6 教育長挨拶

- ・今年は例年より桜の開花が一段と早くなりまして、旭市内でもいろいろな場所で一足早い春の風情が漂っているなど感じているところであります。年々桜の開花も早いように感じます。
- ・このような中、教育委員の皆様方には、1年を通じて事務局の事務遂行に温かいご支援、ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。また、事務局職員の皆様も教育委員会の各所掌事務を滞りなく遂行いただいたことを感謝申し上げます。
- ・さて、学校の方は先週、先々週に小・中学校の卒業式を無事終えまして、人事異動も伝わり、新年度の諸準備等に慌ただしく取り組んでいるところであります。
- ・これから、学校現場に我々は思いを馳せながら地域社会の力も借りながら、教育委員会一丸となってしっかり学校を支えていきたいというように思っています。

いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

- ・本日は議案10件が上程されていますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

7 会議録署名委員の指名 富山 理委員 平野 勝久委員

8 教育長職務代理者の指名

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項により、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」と規定されています。

職務代理者の任期につきましては、「教育長が別の職務代理者を指名するまで」、又は「教育長が新たに職務代理者を指名するまで」の期間となります。新たな指名がない限り継続して職務を担っていただくこととなりますが、現教育長職務代理者鍋木俊一氏より令和5年3月24日付けで教育長職務代理者を辞したい旨の申し出がありましたので、同日でこの申し出を受理いたしました。よって、教育長より教育長職務代理者の指名をお願いするものであります。そのことから、職務代理者を指名させていただきたいと思います。

- ・職務代理者に「鈴木典男委員を指名いたします」

9 挨拶

【前教育長職務代理者】

- ・5年間、特に何をということなく務めさせていただいたのですが、これまで教育長に何事もなく、非常に有難く良かったと思っています。
この次の方は、旭市の教育をよく知っている方で、安心してお任せできると思いますので、よろしくお願いいたします。
私も任期があと1年ちょっとありますので、それまでは皆様にお世話になると思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

【新教育長職務代理者】

- ・未だに山に登り続けていますが、山に登るときに必ず非常食を持っていきます。今のところ非常食を使うことはありません。職務代理者を非常食に置き換えたときに、あまり食べないほうがいいのではないかと思います。
今、お話がありましたが、この間、教育長が元気でいらっしゃることが大きなことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

10 教育委員会報告

- ・資料により委員会報告及び行事予定を説明する。

11 議案

- | | |
|-----------|---|
| 議案第 3 0 号 | 旭市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第 3 1 号 | 旭市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について |
| 議案第 3 2 号 | 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第 3 3 号 | 旭市学校再編地域検討会議設置要綱の制定について |
| 議案第 3 4 号 | 旭市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示の制定について |
| 議案第 3 5 号 | 旭市立小中学校医療的ケア運営協議会設置要綱の制定について |
| 議案第 3 6 号 | 旭市社会教育施設及び社会体育施設使用料減免の基準に関する要綱の一部を改正する告示の制定について |
| 議案第 3 7 号 | 令和 5 年度旭市教育行政の運営に関する基本方針の制定について |
| 議案第 3 8 号 | 旭市文化財審議会委員の委嘱について |
| 議案第 3 9 号 | 旭市地域学校協働活動推進員の委嘱について |

【教育長】

- ・議案第 3 0 号から議案第 3 9 号を議題とする。
- ・議案第 3 0 号から議案第 3 7 号の提案理由を求める。

【教育総務課長】

- ・議案第 3 0 号と議案第 3 1 号について提案理由を説明する。

【体育振興課長】

- ・議案第 3 2 号について、提案理由を説明する。

【教育総務課長】

- ・議案第 3 3 号から議案第 3 5 号について提案理由を説明する。

【体育振興課長】

- ・議案第 3 6 号について、提案理由を説明する。

【学校教育指導室長】

- ・議案第 3 7 号について、提案理由を説明する。

議案第 3 0 号 旭市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

《質疑》

【委員】

- ・学校再編室ができると聞きましたが、室長含めて4人なのか、室長以外4人なのか、それと、教員が配置されるのか、それとも市から配置されるのか、教えてください。

それから、学校再編は教育委員会だけではできないと思いますので、いろいろな市長部局の協力、話し合いをたくさん持っていただきたいと思います。

以上です。

【教育総務課長】

- ・学校再編室ですが、室長1人に、室員が3人、合計4人。学校の教員の方が1人、教頭経験者の方が学校から教育委員会に派遣されて、1人入ります。室長は、市役所の副課長クラスの職員になります。その下に2人。学校再編室ができますが、もちろん教育総務課では、課全体でいろいろな事業を行っておりますので、他の関係課とも連携しながら進めていきたいと考えております。

【委員】

- ・学校教育指導室があります。例えば、学校訪問には学校再編室は行かないのでしょうか。

【教育総務課長】

- ・それにつきましては、まだ検討中ではありますが、行く場合はまたよろしく願いいたします。

- ・議案第30号については、全会一致で可決する。

議案第31号 旭市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

《質疑》

【委員】

- ・この議案だけではないのですが、会議を開くことの条件として委員の過半数としています、これはどういう意味合いなのでしょう。

【教育総務課長】

- ・第6条第2項で、会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができないとしております。こちらにつきましては、この運営協議会が合議制の機関と

言うことなので、委員の半分以上が出席しないと協議会の合議制としての意見が成立しない、というような考え方から過半数としているものだと思います。

【委員】

- ・それから、第12条ですが、教育委員会が必要に応じて研修を行うものとするとしていますが、必要に応じてだけの研修なのですか。

【学校教育指導室長】

- ・現在計画している案では、年度初め任命する際に、第1回学校運営協議会へ教育委員会から職員が出向き、任命書を交付します。その際に、委員としてこういった対応をしていただきたい、と言うことを研修の時間を設けて、モデル校5校で行う計画を立てています。まずは、その1回目の協議会の中で検証を行うことを計画しているところです。

【委員】

- ・私が思っているより大分かしこまった会議なのでしょうか。実際、会議の公開とはどういった感じになるのでしょうか。

【学校教育指導室長】

- ・まず、運営協議会を開催する旨をそれぞれの学校のホームページで掲載します。また、傍聴が可能ですので、希望する場合は、それぞれの学校に連絡をして手続きを踏んでもらう、こう言った形で学校運営協議会は進められていきます。また、会議の結果等もホームページで公開する予定になっています。

【委員】

- ・その中で、人事案件等に意見をする、そういうことも可能だということになるのですか。その辺のところが怖い気がします。

【学校教育指導室長】

- ・人事案件についての議題等は、非常に慎重に扱っていくことになると思います。固有名詞を出さないとか、特定されるような表現は避けるとか、1回目の運営協議会研修会の時に意見を出していただく際に、そういったことは控えていただくという説明が必要になってくるかと思います。

【委員】

- ・学校運営協議会と、学校再編、それから生涯学習課の地域学校協働活動、いろいろでわからなくなっているような気がするのですが、学校運営協議会と

は、基本的に来年度、全部の小・中学校へ学校ごとに作るのですか。
それと、来年度のモデル校とは。

【学校教育指導室長】

- ・まずモデル校は、市内で5校選出しました。その5校というのは、各中学校区から1校、小学校を選出しています。その5校で、実際に学校運営協議会を実施し、それぞれ課題等を見つけ出し修正等を加えながら、次に残りの15校全校で一斉に導入する、こういった流れになります。本来旭市では、これまで学校評議員会で、校長が学校経営について、説明してご理解いただくという場を設けておりましたが、学校運営協議会は、同じように学校経営について、校長が述べて、それを承認してもらって、そのメンバーで決定した、こういった形を作ることが狙いになっております。これまでの学校評議員と違う点は、承認を得るというところになります。

【委員】

- ・学校評議員の拡大版みたいな形で考えていいのですか。
それと、協議会でどんな内容を話し合うのか書いていないので教えてください。

【学校教育指導室長】

- ・話し合う内容は大きく2つ、第8条に記載してあります。「対象学校の経営・計画に関すること」、「組織・編成に関すること」で、これまで学校評議員の中では、学校要覧などで経営について説明した場面が多かったと思いますが、同じようにそういった資料を使って、学校の経営について承認を得る場があると思います。その他、学校安全計画、この1年間こういった計画で児童の安全を守っていきますとか、場合によっては校則の見直しなども提案して、委員の皆様から承認をいただく、こういった内容が含まれてくるのではないかと思います。

【委員】

- ・今の学校評議員では、みんなで意見を出し合って、相談をしながら和やかな雰囲気の中で会を進めていたのですが、この代替えが、言われたことに対して、承認ができる、できないだけで終わってしまう、格式ばったもったいない会のような気がするのですが。

【学校教育指導室長】

- ・確かにそういった貴重なご意見で、校長たちは、その年度の学校経営を進める場面が往々にしてあると思います。今回の学校運営協議会で、同じようにご意

見をいただいて、加除訂正ができる部分、また、変更ができる、できないことがあると思います。ご意見を取り入れて、対応していくことも出てくると思いますので、その点については変わらないかと思います。ただし、先程も述べましたように、今までは、校長が経営を校長の判断でやっていたものが、運営協議会でこの学校の経営が進んでいくというところが大きな違いになってくるかと思います。地域が認めて、この学校の経営が進む、このような形になっていくのが、この学校運営協議会の制度の1番のポイントになるのかというように考えております。

【教育長】

- ・私の受け止め方ですが、今まで評議員やPTAの役員など、学校に対していろいろと意見を述べる機会があったと思うのですが、それは変わらないと思います。いきなり4月にこれをお願いしますと言って、承認してくださいということではなく、前年1年間の中で、いろいろな行事に参加いただき、その時のいろいろな声と、今まで通り学校評価などもあると思うので、そういったことを新年度に意見を踏まえながら、微調整をしながら承認をいただく、そういう流れになると思います。ご心配は確かにあると思いますが、私はこのように解釈します。

【教育総務課長】

- ・学校運営協議会が、人間の体でいうと頭が決定する部分で、実際に動くところが地域学校協働活動、このようなイメージで、それを合わせて、全部でコミュニティスクールということになるかと思います。地域学校協働活動で、「こういったことを行った方がいいよ」と意見を出し、学校運営協議会で決定してもらい、それによって、地域学校協働活動で地域の方々にいろいろ学校運営に協力していただく。学校運営協議会では、経営に責任をもって参画していただくというような組織で、全部まとめてコミュニティスクールというものかと思っております。

【委員】

- ・今、中学校区で1校、生涯学習課でやっているのは今年からですが。

【生涯学習課長】

- ・モデル校のところに、学校運営協議会を設置するということです。本来、文科省が両方同時に設置しなさいという事だったのですが、地域学校協働活動は、なかなか設置が難しいため、最初の1年だけ生涯学習課で先行して設置をしました。

【委員】

- ・生涯学習課の方が増えれば、この学校運営協議会も数が増えてくる。連動しているということになるのですね。

【委員】

- ・運営協議会とその他学校再編など委員がかぶることはあるのでしょうか。それは別にかまわないのでしょうか。

【生涯学習課長】

- ・地域コーディネーターは、学校運営協議会に1人入る予定になっております。

【教育総務課長】

- ・それと、学校再編の地域検討会議などは、委員が重複するのは当然あり得ると思っております。学校再編については、その地域の方々の意見を聞きながら進めていくので、地域の方々が参画していただいて、新しい学校ができた時に、新しい学校運営協議会、地域学校協働活動がまたできるというように思っています。

【委員】

- ・では、運営協議会は再編を基に成り立っていくような感じなののでしょうか。

【教育総務課長】

- ・学校運営協議会は、また別の組織なので、学校運営協議会が統合しても、再編しなくても、しても作るのですが、当然、その学校再編を進めていく中では、その地域の方々の意見を聞いて進めていくので、その中で学校運営協議会、地域学校協働活動に参加している方に当然意見を聞くことになりますので、そういった方が委員に入るということはあり得ると思っております。

【教育総務課長】

- ・学校運営協議会の5年度の委員の任命については、また5月の定例会で議案を提案する予定ですので、そのときにまた改めて、学校運営協議会と地域学校協働活動、コミュニティスクールについて説明させていただきたいと思えます。

- ・議案第31号については、全会一致で可決する。

議案第32号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- ・議案第32号については、全会一致で可決する。

議案第33号 旭市学校再編地域検討会議設置要綱の制定について

《質疑》

【委員】

- ・最初は、干潟地区が対象になるのでしょうか。この場で何度も言っているのですが、十分に丁寧な協議をしてもらいたいと思っております。一番のたたき台となる場所ですので、それを願っております。

【教育総務課長】

- ・まず地域検討会議ですが、今年度、昨年11月位から、干潟地域の3つの小学校で、保護者説明会を実施して、アンケートを取りまとめました。今年2月に、干潟地域の地域説明会を実施しましたので、干潟地域を先行して、5年度から、地域検討会議を年5回開催する予定で、今準備を進めています。その他の地域につきましても、5年度に各小・中学校のPTA役員と打ち合わせをさせていただいて、保護者説明会、地域説明会などを準備が整い次第実施し、そして各小・中学校ごとに1回、この地域検討会議も開催できたらと考えています。また、説明にあたっては丁寧な説明と、地域の方々の意見をよく聞くようにしたいと考えております。

【委員】

- ・第4条の2のところですが、地域住民の代表とはこういった方になるのですか。

【教育総務課長】

- ・今のところ、通学区域内地域住民の代表ということで、地域の区長さん方を考えています。
その他に、やりたいという方がいらっしゃれば、参加いただきたいと考えております。

【委員】

- ・やりたい方ということは、公開するということですか。

【教育総務課長】

- ・この参加の依頼についてはまだ具体的になっておりませんが、基本的には、保護者の代表、通学区域内地域住民の代表、福祉関係者、青少年育成関係者、それぞれの団体にお声掛けさせていただく予定であります。

【委員】

- ・今のことで、学校再編の対象校、例えば干潟地区では3校で25人、そう捉えていいのでしょうか。
来年度については、干潟地区だけ検討会議を正式に立ち上げるということでもいいのですか。

【教育総務課長】

- ・対象校としては、統合する前の小学校、萬歳小、中和小、古城小それぞれの小学校ごとに地域検討会議を設置します。
統合するにあたってはその先に、3校から代表者を集めて、代表者会議をまた別に設置して、更に準備委員会を設置し、開校まで繋げるというようなスケジュールになるかと思います。

【委員】

- ・地域の情報は非常に得られると思いますが、3校別になると、対立やいろいろな意見でまとまらないのではないかという気がします。この先こういった混乱な状況が出てくるのではないかと思われるので、考えておいていただければと思います。
- ・議案第33号については、全会一致で可決する。

議案第34号 旭市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示の制定について

《質疑》

【委員】

- ・マイナンバーの利用は考えてないのでしょうか。
個人情報に関する申し送りはないのでしょうか。

【教育総務課長】

- ・マイナンバーで情報がということですが、要保護・準要保護での所得情報は、今のところ、マイナンバーで情報が取れるような手続きをしていないため利用はできないのですが、今後マイナンバーを活用して、所得証明が必要ないよう進めていきたいと思います。
個人情報の関係ですが、こちらにつきましては申請の際に、所得確認の同意をいただく形になっております。22ページにあります新様式の下の部分に「申請に当たり、私は以下の事項について同意します」ということで、税の情報などの提供を受けることの了解をいただいているところでございます。
なお、市役所の方では、個人情報の保護の徹底に努めております。

- ・議案第34号については、全会一致で可決する。

議案第35号 旭市立小中学校医療的ケア運営協議会設置要綱の制定について

《質疑》

【委員】

- ・医療的ケア運営協議会というのは、この先ずっと継続的に行っていくものなのでしょうか。あるいは、一時的に作って何年か後に見直しという形なののでしょうか。予算は取ってあるのでしょうか。

【教育総務課長】

- ・この医療的ケア運営協議会については、5年度からということですが、医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律が令和3年度に成立し、それを受けて、令和4年度より実際に受け入れを始めています。市内では、2校で児童2名の受け入れをしているところであります。今後、5年度は新たな児童は、入学する見込みはないのですが、6年度新たに2人入学する予定となっております。それにつきましては、今後、中央小学校をセンター校としまして、そこに看護師を配置、中央病院が近いので、中央病院の先生方の指導をすぐに受けられるということもありまして、中央小学校をセンター校として進めていく予定であります。それと、予算については、こちらの委員の報酬として、月額6,000円予算計上しております。その他に、医療的ケア指導医の報酬も月額102,000円予算計上しております。

- ・議案第35号については、全会一致で可決する。

議案第36号 旭市社会教育施設及び社会体育施設使用料減免の基準に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

- ・議案第36号については、全会一致で可決する。

議案第37号 令和5年度旭市教育行政の運営に関する基本方針の制定について

《質疑》

【委員】

- ・今までコロナで、かなり制限されていたと思うのですが、それが今かなり緩和されてきていると、5月からインフルエンザと同等の扱いをするということになってきます。元に戻っていくということになりますが、今まで規制されていたことを、ただ元に戻すだけではなくて、今までやってきた取り組み

をもう一度見直して進めていくことが必要ではないかと思います。

【学校教育指導室長】

- ・ありがとうございます。実際、3年間やっていないものを新たに始めるケースも出てきますので、やはり本来の目的や内容をしっかりと見直して各学校で対応できればと考えております。一番大きな点は、子供たちにとってマスクの着用が原則必要ないということになっていますが、報道でもあるように、なかなか外さない子ども達が現状多いということがありますので、4月からはその辺について、児童生徒への適切な配慮が必要になってくると考えております。

- ・議案第37号については、全会一致で可決する。

【教育長】

- ・議案第38号と議案第39号は、人事案件であるため「旭市教育委員会会議規則第8条第1項第3号」の規定により、非公開とすることについて諮る。
- ・全会一致で非公開と決定し、職員の退席は求めない。

〈これより非公開〉

議案第38号 旭市文化財審議会委員の委嘱について

- ・議案第38号については、全会一致で可決する。

議案第39号 旭市地域学校協働活動推進員の委嘱について

- ・議案第39号については、全会一致で可決する。

〈非公開を解く〉

12 その他

【教育総務課長】

- ・旭市議会第1回定例会一般質問12件について報告する。
- 学校教育の充実について
 - ・近年、全国的に増加傾向にある不登校の児童生徒への支援について、本市の不登校解消対策はどうなっているのか
- 子育て支援の充実について
 - ・増加するひとり親世帯や長引くコロナ禍のもとで、急務となっている子どもの貧困対策について、本市の育英資金給付制度の現状と今後の対策を伺う
- 小学校の再編について

- ・子どもたちの居場所づくりについて、統廃合に合わせた放課後児童クラブの再編計画はどうなっているのか
- 障害者（児）福祉の充実について
 - ・医療的ケア児への支援について、希望する小学校に通えない状況があると聞くと、市はどのように捉えているのか
- 子育て・教育環境の充実について
 - ・中学校を核とした学区再編・まちづくりについて、市の考えを伺う
 - ・小学校１年生からの英語教育について、市の考えを伺う
 - ・放課後児童クラブについて、教育的要素を取り入れる考えについて伺う
 - ・学校給食無償化について、無償化の取り組みの進捗状況を伺う
- 旭市学校再編計画について
 - ・小中学校の再編計画について、市のこれまでの取組と実施計画について伺う
 - ・干潟地域の３小学校の統合計画について、地元説明会を開催されたが、今後どのように対応するのか
- 学校給食費の完全無償化について
 - ・現在、第３子以降の給食費は、無償化となっているが、学校給食費を第１子から完全無償化にできないか
- 不登校児童生徒への支援について
 - ・現在、不登校の児童生徒は何人位いるのか
 - ・不登校の子どもたちを支える、教育環境の整備について伺う
- 市長の選挙公約について
 - ・学校給食費の完全無償化について、いつ踏み切るのか
 - ・対話による開かれた市政について、総合教育会議の趣旨と意義をどう考えているのか
- 学校教育の充実について
 - ・コロナ禍が学校・児童生徒に及ぼした影響について、どう総括しているのか
 - ・休日の部活動の地域連携や移行について、進捗はどうなっているのか
 - ・登下校の交通安全対策について、期待した効果が上がっているのか
 - ・英語教育の充実について、ALTの補充や英語検定試験の補助は十分だと考えているのか
 - ・いじめ・不登校対策について、来年度に向けての方針や具体的な対応策は何か
- 旭市いじめ防止基本方針について
 - ・いじめの認知件数の推移と把握方法を伺う
 - ・いじめの対処と防止策について、現状と課題を伺う
- 旭市学校再編基本方針について
 - ・小中学校の学校再編について、検討状況と今後のスケジュールを伺う
- 【生涯学習課長】
 - ・旭市議会第１回定例会一般質問１件について報告する。
- 生涯学習関連施設の充実について

- ・生涯学習施設について、「青年の家」「市民会館」が撤去され、市民の文化活動等の集会施設が不足しているが、利用状況と今後の対応を伺う

【教育総務課長】

- ・学校教育指導室だより「かけはし」を配布する。
- ・「給食だより」を配布する。
- ・「令和5年度小・中学校管理職一覧表」を配布する。

【学校教育指導室長】

- ・教育活動の現況報告について報告する。
 - ① 新型コロナウイルス感染症関連

【生涯学習課長】

- ・「令和5年度旭市社会教育実施計画」について説明する。

【体育振興課長】

- ・「４月１日からの指定管理者による社会体育施設の運営について」説明する。
- ・「２０２３ アジアユース卓球大会
世界ユース卓球選手権大会Ｕ１５ 日本代表選考」について説明する。

【教育長】

- ・次回の教育委員会定例会は、４月２１日（金）午後３時３０分に開会することに決定する。

13 教育長閉会宣言

會議錄署名人

會議錄署名人

(書 記)